



第5章 施策の展開



第5章 施策の展開

1 介護予防・生活支援の推進

施策の方針

- 平成 37 年（2025 年）を目途とした地域包括ケアシステムの構築に向け、これまで利用実績の分析や市民、事業者から意見を聞くなどして、これまでの事業を評価・検証するとともに、国・県の動向を踏まえ、介護予防事業のさらなる充実を図ります。
- 一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業の費用の伸び率が、中長期的にサービスを主に利用している 75 歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に、介護予防事業の機能強化や、住民主体の多様な生活支援サービス提供体制の整備により、要支援者等が介護予防・重度化防止に取り組み、結果として要介護認定率が 20%以下となるよう努めます。
- 住民主体の介護予防事業などの、地域の中で活動する担い手の育成や、確保を図ります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

① 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成 29 年 4 月から、これまでの予防給付や介護予防事業の一部は、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。今後は、NPO、民間企業、ボランティアなどと多様なサービスの創出に向けて連携し、地域の社会資源や、ニーズに即したサービスの提供体制づくりを進めます。

介護予防は、生活機能の低下がみられる高齢者だけでなく、地域で暮らすすべての高齢者が、年齢を重ねても住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるようにするための取組です。そのためには、これまでのような生活機能の低下した高齢者に対する心身機能を改善することを目的とした機能回復訓練等の取組だけでなく、機能回復訓練等で得られた活動的な状態を維持するための「活動」や、家庭や社会への「参加」といった要素にバランスよく働きかけ、それによって個々の生きがいや自己実現など生活の質の向上をめざす必要があります。

要支援者などの軽度の高齢者には、生活機能の低下に対応した多様な支援が求められるため、元気な高齢者を含めた地域住民の力を活用して、多様な介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

② 自立支援・重度化防止等の取組

ア 一般介護予防事業

| 主な取組 | 取組内容 | 数値目標 (平成 32 年度 (2020 年度)) |
|---------------------------------|---|--|
| 短期集中型介護 予防教室 | ◇従来の介護予防教室は、要支援者等の抱える生活行為課題の解決に十分には繋がっていなかったことを踏まえ、既存の機能向上教室の内容を見直し、リハビリテーション専門職など保健・医療専門職による多職種協働で、生活行為課題のアセスメントや動機付けを行い、教室終了後の社会参加を見据えた短期集中型の機能向上教室を実施します。 | ◇予防教室受講時に掲げた目標達成者の割合が 80%超を目指します。 |
| 社会参加の促進による介護予防 | ◇フレイル（虚弱）となる前段階（プレフレイル）からの予防対策として、虚弱な高齢者でも容易に参加できる身近な場での住民主体による体操教室や、サロン及び趣味のサークルなど既存の通いの場なども含めた多様な社会参加の機会拡大を図ります。 ◇高齢者が容易に通える範囲に、住民主体で開催する通いの場（原則として週 1 回以上）の展開を支援します。 ◇前期高齢者のみならず、後期高齢者や閉じこもり等、何らかの支援を要する者も参加できる事業を促進します。 | ◇住民主体の通いの場を各日常生活圏域に 1 か所以上（計 16 か所以上）設置することを目指します。 |
| リハビリテーション専門職を活用した自立支援型の地域ケア個別会議 | ◇リハビリテーション専門職など多職種の参加による地域ケア個別会議を開催することで、自立支援型のケアマネジメントを支援し、地域における介護予防の取組を強化します。 | ◇年間に 5 回以上会議を開催することを目指します。 |

イ 生活支援体制の基盤整備

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、在宅生活を継続するための日常的な生活支援を必要としている方も増加しています。

このため、平成 26 年度の介護保険制度改正において、高齢者の生活支援・介護予防

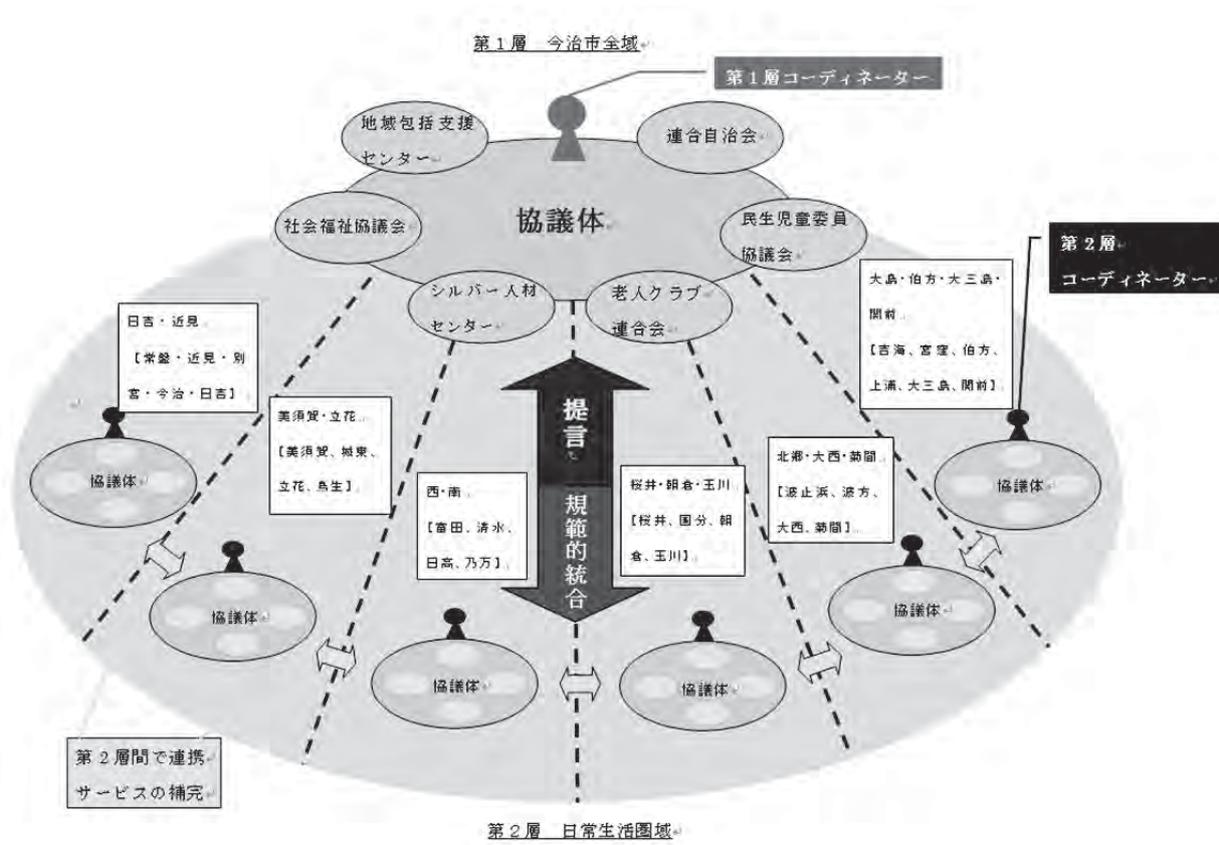
サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、高齢者の支援ニーズと地域資源の把握や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、関係者間のネットワークの構築、地域に不足するサービスの創出などを行う生活支援コーディネーターの配置と、NPO、民間企業、ボランティア等の多様な関係主体間の定期的な情報共有と連携・協働による資源開発等の取組を推進することを目的として、生活支援コーディネーターを組織的に補完する「協議体」の設置が、介護保険法の地域支援事業に「生活支援体制整備事業」として位置づけられました。

本市では、市全域を対象とした第1層と日常生活圏域を6分割した第2層に、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくために、生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などのコーディネート機能を果たす者として生活支援コーディネーターを8名配置、また体制整備に向けて定期的な情報の共有・連携強化の場として協議体を第1層に1か所、第2層に27か所設置して、段階的に住民主体によるサービスの充実を図っています。

今後は、要支援者等が住み慣れた地域で在宅生活を可能な限り長く継続していくため、協議体において日常生活圏域のニーズを正確に把握しながら、地域において1つ以上の生活支援サービスを整備していきます。

また、高齢者の地域活動への参画支援として、地域活動に参画するための地域デビューの支援、ボランティア・NPO活動等への参画を促進し、高齢者の生きがいづくりのため生涯学習、生涯スポーツの振興を推進するとともに、就労意欲のある高齢者の活動や支援介護予防の取組を市民や事業者等と協働して推進します。

■生活支援体制整備事業



(2) その他の生活支援サービス

① 要介護・要支援に該当しない方に対する支援

家族が冠婚葬祭等の理由で、一時的に介護ができない場合に、あんしんお泊りサービスを提供し、生活を支援します。

② 身寄りのない方に対するサービス

入院中に必要な洗濯や買い物などの支援を行う入院ヘルパーを派遣し、入院生活の不便解消を図ります。

③ ひとり暮らしの高齢者の方等に対するサービス

栄養バランスの取れた食事の宅配と安否確認、福祉電話の貸与による安否確認、緊急通報装置の貸与により、ひとり暮らしの高齢者を支援します。

| 主な取組 | 取組内容 |
|-----------|---|
| 配食サービス | ◇食事の調理等が困難な高齢者に対し、栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することにより、食生活の改善及び孤独感の解消を図り、あわせて安否の確認を行います。 |
| 福祉電話の貸与 | ◇ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、一方が病弱者または寝たきりの状態にある方等に対し、福祉電話の貸与を行い、電話による安否確認及び各種の相談を行います。 |
| 緊急通報装置の貸与 | ◇ひとり暮らし等の高齢者及び身体障がい者等に対して、急病や突発的な事故等緊急時に協力者へ通報可能な緊急通報装置を貸与し、高齢者及び身体障がい者等の事故防止や親族等の精神的負担軽減を図ります。 |

④ 公共交通機関が少ない地域で生活する方に対するサービス

近くに商店などがなく、自動車などの移動手段もない高齢の買い物弱者に対しては、生活支援コーディネーターや協議体等と連携し、地域の様々な主体の協力を得て、移動スーパーやネットスーパー等各種サービスを活用した支援体制を整備します。

また、市の交通政策として、交通事業者や行政のほか、利用者等も加えた多様な関係者で構成する今治市地域公共交通活性化協議会を設立し、新たな交通システムの導入等について調査・検討を行うとともに、本市にふさわしい持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を目指します。

2 認知症施策の推進

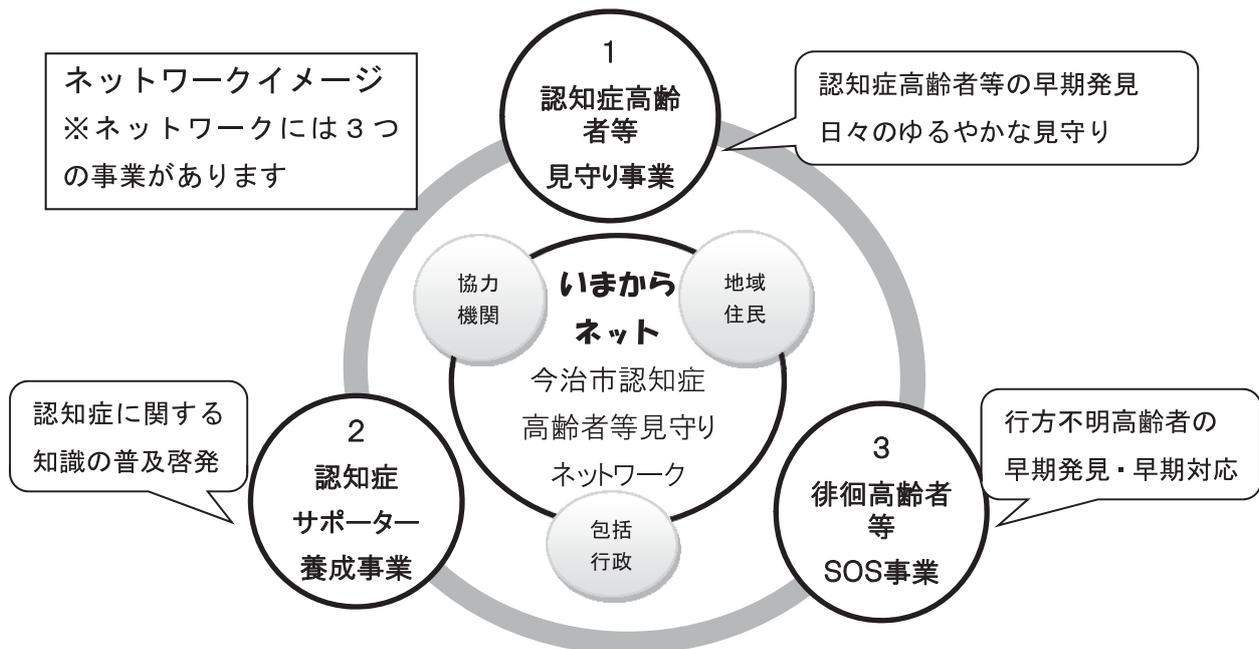
施策の方針

- 今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」を広く市民の方に周知し、認知症高齢者等の支援体制の充実を図ります。また認知症サポーター養成講座等について効果的な取組を図り、認知症についての正しい知識の普及に努めます。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期の適切な対応に努めます。
- 認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。
- 愛媛県が配置する若年認知症支援コーディネーターと連携し、適切な対応ができるよう支援します。

(1) 支援体制の充実

① 今治市認知症高齢者等見守りネットワーク事業「いまからネット」

本市では、協力機関、地域の方等による日々のゆるやかな見守りと、認知症に関する知識の普及・啓発、行方不明高齢者等の早期発見・早期対応のための連携を図る認知症高齢者等見守りネットワークに取り組み、認知症になっても、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。引き続き登録者や協力機関を増やしていくことで「いまからネット」の充実を図ります。



| 主な取組 | 取組内容 |
|--------------|--|
| 認知症高齢者等見守り事業 | ◇地域の皆さまと協力機関の皆さまに、認知症高齢者等の早期発見と、日頃からのゆるやかな見守りを行っていただきます。何か異変を感じたり、気になる方を発見した場合には、地域包括支援センターに連絡していただき、連携して速やかに対応できる仕組みを作ります。 |
| 認知症サポーター養成事業 | ◇認知症に対する正しい理解を深め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開していくために、認知症サポーター養成講座を開催しています。サポーターとなった方には、認知症高齢者等見守り事業へのご協力をお願いしています。 ◇認知症サポーターのためのステップアップ研修を開催し、認知症サポーターの知識の向上、より適切な対応方法を習得したサポーターの増加を目指します。 |
| 徘徊高齢者等SOS事業 | ◇認知症になると、記憶力や判断力が低下し、道を間違えたり、自分の家がわからなくなったりすることがあります。そうした高齢者等が行方不明になった場合に、協力機関等への情報提供を行い、早期発見を目指します。 |

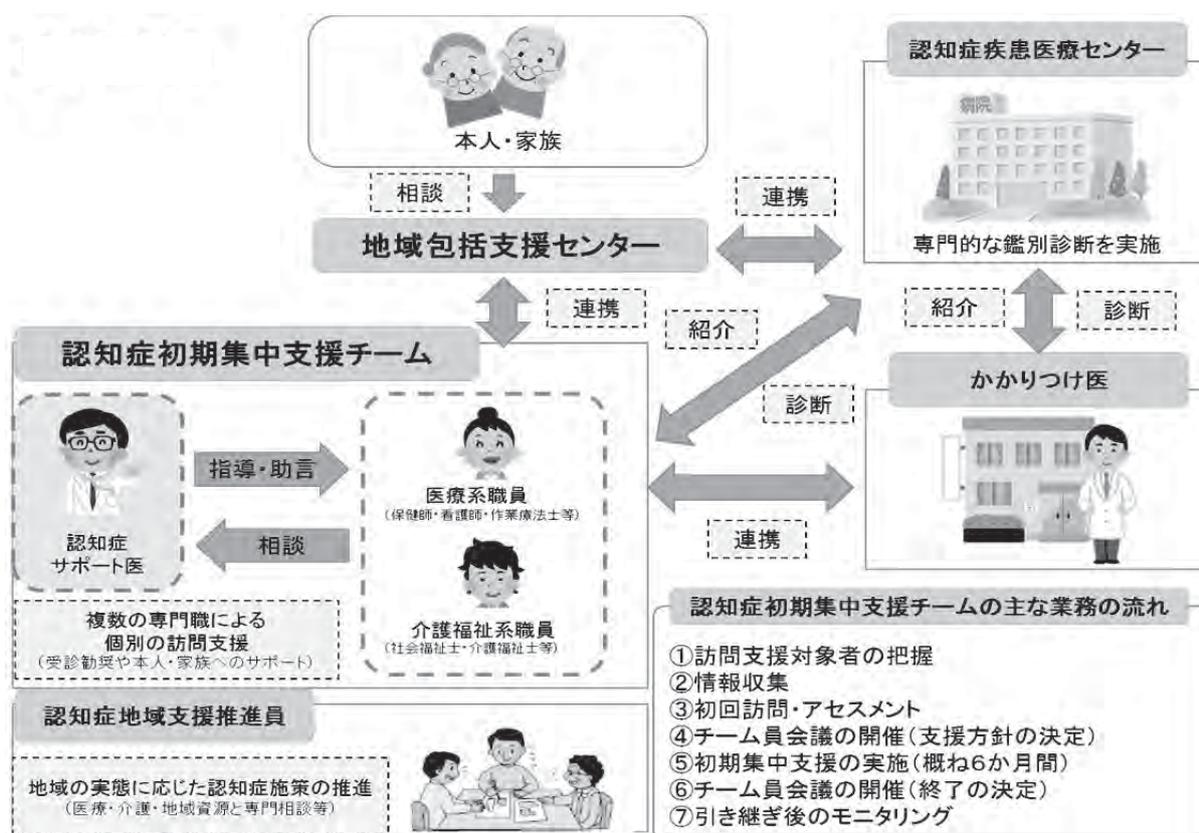
② 認知症高齢者への介護サービス等の充実

市内各所に整備された認知症対応型共同生活介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所・認知症対応型通所介護事業所を地域の拠点とし、認知症高齢者への介護サービスの充実を図ります。

③ 認知症初期集中支援チーム

認知症の人やその家族に早期に関わる、認知症初期集中支援チームを整備し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目指します。

■イメージ図



④ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者及び地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護の連携強化による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

⑤ 認知症ケアパスの普及

認知症の人の生活機能障害の進行にあわせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか等を、あらかじめ認知症の人とその家族に提示する今治市の認知症ケアパス（今治市認知症あんしんガイドブック等）の見直しを定期的に行うとともに、引き続き周知できる機会を活用し、その普及に努めます。

(2) 認知症高齢者・家族等への支援

① 徘徊高齢者家族への支援

認知症で徘徊の症状がある高齢者を在宅で介護している方が、位置情報探索サービス（GPSを利用した位置情報端末（発信機）を高齢者が携帯し、行方がわからなくなった際にコールセンターやインターネットを通じて居場所を調べるサービス）を申し込んだ際に、初期経費を補助します。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、制度の周知を図ります。

② 認知症高齢者への権利擁護の推進

認知症高齢者は、判断能力の低下により他人に権利を侵害されることがあります。地域包括支援センターが中心となって、認知症により判断能力が低下した方の自己決定の尊重や権利擁護の視点から、成年後見制度の周知や利用支援に努めます。

また、地域での実情を把握し、成年後見制度利用促進のための基本的な計画策定についての検討を行います。

③ 認知症介護者への支援

認知症の方を介護する家族介護者の負担を軽減するため家族の交流会や、若年性認知症等疾患特性別に家族向けの認知症勉強会を実施します。

また、市民が自主的に実施する介護者サロンや家族介護者の会とのネットワークづくりに取り組み、家族間の情報交換や介護者同士の支え合いを支援します。

④ 若年性認知症施策の推進

愛媛県が配置する若年性認知症支援コーディネーター及び認知症疾患医療センターなどと連携し、若年性認知症の人やその家族への支援を推進します。

3 在宅医療・介護連携の推進

施策の方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。
- 在宅医療・介護連携支援相談窓口（仮称）を設置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受け付けます。
- 24時間対応可能な在宅医療・介護サービスの充実強化を図ります。

① 地域の医療・介護サービス資源の把握

地域の医療機関・介護事業者等のマップ又はリストを作成し、医療と介護サービスが切れ目なく提供されるよう情報提供を行うとともに、医療・介護関係者間の情報共有を支援します。一般の方にも周知できるよう努めます。

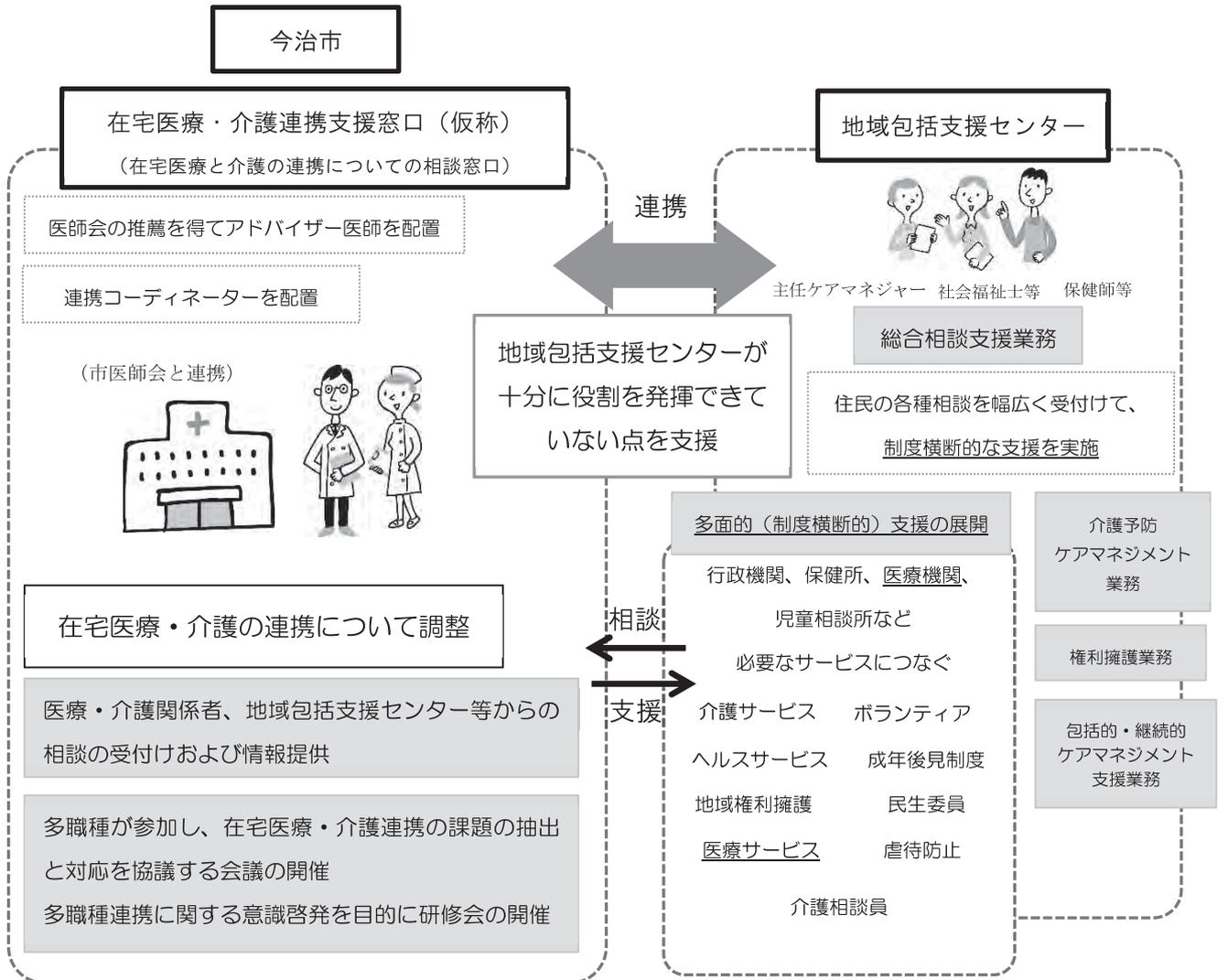
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議

地域の医療機関・ケアマネジャー等介護関係者等が参加する会議を定期的に行い、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、解決策等を協議します。今後のビジョンを共有すると共に、お互いの顔の見える関係を構築します。

③ 在宅医療・介護連携支援相談窓口（仮称）の設置・運営

在宅医療・介護連携支援相談窓口（仮称）を設置し、アドバイザー医師（非常勤）及び連携コーディネーターを配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの相談を受付けます。

■在宅医療・介護連携支援相談窓口（仮称）の設置・運営イメージ



④ 在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援

「今治圏域退院支援ルール」及び「連携支援マナーブック」を活用し、在宅医療・介護の情報共有及び円滑な連携について支援を行います。

⑤ 在宅医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者が、グループワーク等を通じ多職種連携の実際を習得する多職種連携研修会や、介護職を対象とした医療関連研修会を開催し、相互理解を深めていきます。

⑥ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

切れ目なく在宅医療・介護サービスが一体的に提供されるよう、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、体制の整備を計画的に行います。

⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護サービスに関する講演会開催、パンフレットの作成・配布等により、在宅医療・介護連携について引き続き理解の促進を図ります。

⑧ 二次医療圏内・関係市町の連携

「今治圏域退院支援ルール」をもとに、二次医療圏に隣接する市町とも連携し、退院後の在宅医療・介護サービスが円滑に提供されるよう、広域連携が必要な事項について検討を進めます。

4 高齢者の住まいの確保

施策の方針

○地域生活の基盤となる居住の場について、事業者と連携して民間活力を導入し、高齢者のニーズや状況に合った多様な住まいの確保を図ります。

(1) 高齢者の生活支援施設等の活用

生活に関する不安の解消や、寝たきりにならないための予防事業を推進する場として、高齢者の生活支援施設等の活用を図ります。

| 施設 | 内容 |
|----------|---|
| グループリビング | ◇ひとりで生活するには不安のある方が、福祉サービスを利用しながら共同で生活する施設です。 ◇平成 29 年 9 月末現在、1 か所（定員 9 人）設置されています。 |
| 生活支援ハウス | ◇独居に不安のある方などに、住居の提供及び地域との交流などの便宜を総合的に提供する施設です。 ◇平成 29 年 9 月末現在、1 か所（定員 10 人）設置されています。 |
| 養護老人ホーム | ◇低所得者世帯で介護の必要がない高齢者が入所できる施設です。 ◇平成 29 年 9 月末現在、4 か所（定員 220 人）設置されています。 ◇老朽化への対応等、中長期的な運営について検討していきます。 |
| ケアハウス | ◇居宅で生活することが困難な方に日常生活上必要なサービスを提供する施設です。 ◇平成 29 年 9 月末現在、9 か所（定員 273 人）設置されています。 |
| 有料老人ホーム | ◇入居者に対し生活介助や家事支援、健康管理などを行う施設です。 ◇平成 29 年 9 月末現在、15 か所（定員 375 人）設置されています。 ◇今後も増加が見込まれることから、需給のバランスを注視していきます。 |

| 施設 | 内容 |
|---------------|---|
| サービス付き高齢者向け住宅 | <p>◇バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する住まいです。</p> <p>◇平成 29 年 9 月末現在、7 か所（定員 156 人）設置されています。</p> <p>◇今後も増加が見込まれることから、需給のバランスを注視していきます。</p> |

(2) 介護保険施設・グループホームの整備

① 特別養護老人ホームの整備

第 6 期計画において、特別養護老人ホーム 79 床（広域型 50 床・地域密着型 29 床）の施設整備を計画し、平成 29 年 4 月よりサービス提供が開始されています。平成 29 年 9 月末現在で、今治市市内に 17 施設 810 床が整備されていますが、依然として待機者が存在しています。

第 7 期計画では、特別養護老人ホーム 20 床の増床を図り、引き続き待機者の解消を図っていきます。

② グループホームの整備

第 6 期計画において、グループホーム 3 事業所（定員 54 人）の施設整備を計画し、平成 29 年 4 月よりサービス提供が開始されています。平成 29 年 9 月末現在で、今治市内に 28 事業所（定員 486 人）整備されていますが、依然として待機者が存在しており、また今後も認知症高齢者の数は増加すると見込まれています。

第 7 期計画では、2 ユニット定員 18 人の整備を図り、待機者の解消を図っていきます。

(3) 公営住宅の整備

今後整備される市営住宅については、3 階以上の住棟にエレベーターを設置し、またバリアフリー住宅とするなど、高齢者等に配慮した良好な居住環境の形成を図ります。

5 地域包括支援センターの機能強化

施策の方針

○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築・推進していく上で中核的な役割を果たすものであり、現在、市内6か所のセンターで事業の推進を行っています。今後も新たな包括的支援事業（認知症施策、医療・介護連携、地域ケア会議等）での協働や連携を深めつつ、各圏域における課題や強みを分析・評価していくことで、特性を生かした取組が実施できるよう支援を行い、各センターの機能強化を図っていきます。

（1）地域包括支援センターの活動の推進

地域包括支援センターを総合相談・支援機能を担う中核機関と位置付け、これを中心として、多様な相談に対して包括的に対応が可能な総合相談・支援体制の構築を目指します。

また、在宅介護支援センター・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会などとも連携を図り、地域包括ケアネットワークの構築を目指します。運営にあたっては、高齢化の進行に伴う相談件数の増加や困難事例への対応状況等を勘案し、センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の活動を十分行えるよう、適切な人員配置を確保するとともに、新しく位置づけられた包括的支援事業についても、高齢者の総合相談から適切な支援につながる体制の構築と、制度改正や社会情勢の変動にも柔軟に対応していけるよう、職員の資質向上に向けた取組を推進します。

平成29年度からは、全地域包括支援センター（市内6か所）の運営を4法人に委託しています。今後も地域包括支援センターを統括する部署を配置し、委託した各地域包括支援センターの活動を支援していきます。

また、計画的な活動が実践できるよう、定期的な訪問や各種研修会を実施するとともに、包括的な取組のための評価を今後も実施していきます。評価したことが新たな計画へと結びつくよう、PDCAサイクルを意識した、建設的な活動となるよう推進していきます。

（2）地域ケア会議の推進

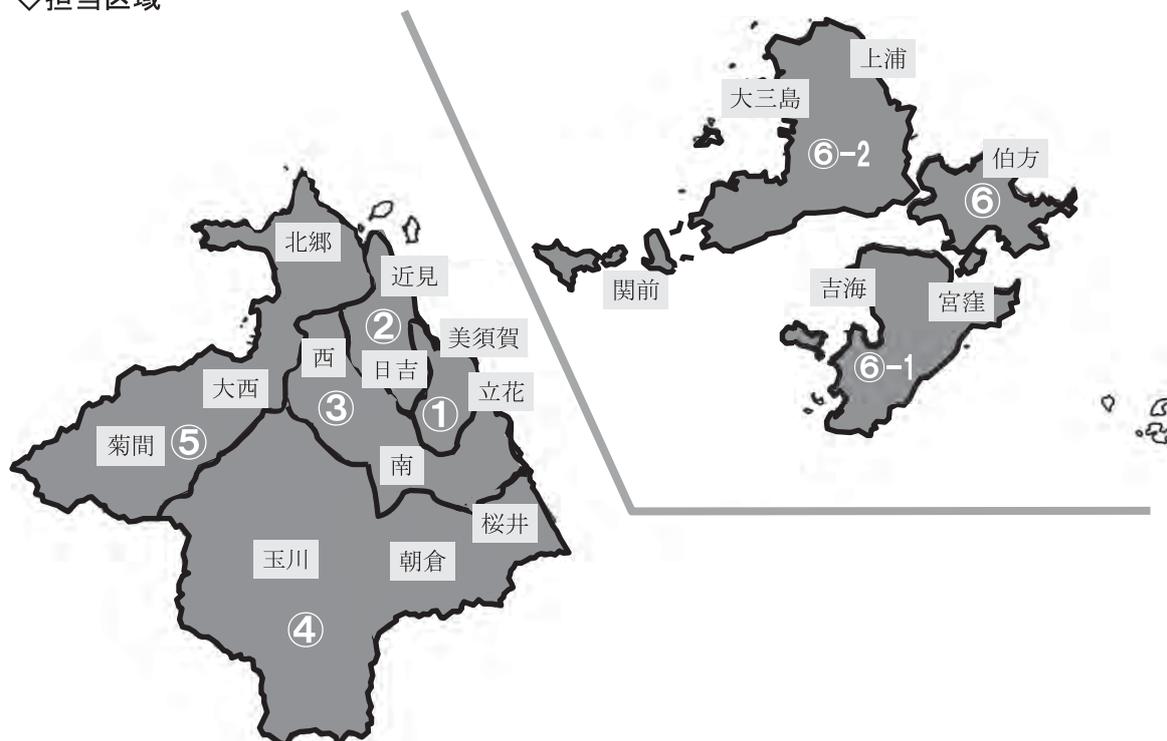
高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会資源の整備とを同時に進めるため、地域包括支援センターが中心となって、在宅介護支援センター・民生委員などの関係機関が参加する、地域ケア会議の開催を推進します。

具体的には、広域ケア会議・個別地域ケア会議などを各地域包括支援センターが中心になって、地域の実情にあった内容で、年数回実施しています。

今後は、個別地域ケア会議をさらに充実させていくことで、自立支援・介護予防の視点をもった会議への展開も図っていきます。

■地域包括支援センターの概要

◇担当区域



◇地域包括支援センター概要

| 番号 | 担当地区 | 名称 | 住所 |
|-----|--------------------------|----------------------------------|-------------------|
| ① | 美須賀・立花 | 今治市地域包括支援センター 美須賀・立花 | 今治市黄金町二丁目2番地5 |
| ② | 日吉・近見 | 今治市地域包括支援センター 日吉・近見 | 今治市北日吉町一丁目11番17号 |
| ③ | 西・南 | 今治市地域包括支援センター 西・南 | 今治市別名272番地 |
| ④ | 桜井・朝倉 玉川 | 今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川 | 今治市玉川町大野甲86番地1 |
| ⑤ | 北郷・大西 菊間 | 今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間 | 今治市大西町宮脇甲501番地2 |
| ⑥ | 吉海・宮窪 伯方・上浦 大三島・関前 | 今治市 伯方地域包括支援センター | 今治市伯方町木浦甲3930番地1 |
| ⑥-1 | 吉海・宮窪 | 今治市 伯方地域包括支援センター サブセンター大島 | 今治市吉海町名1466番地 |
| ⑥-2 | 上浦・大三島 | 今治市 伯方地域包括支援センター サブセンター大三島 | 今治市大三島町野々江2435番地2 |

6 健康づくり・社会参加の促進

施策の方針

- 第二次今治市健康づくり計画に基づく様々な取組により、関係機関と連携し、健康づくりを推進していきます。
- 高齢者が自身の社会経験を活かして、積極的に社会参加ができる体制の整備を引き続き進めていきます。高齢者の豊富な社会経験を活かすことができる環境づくりや、生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう支援します。
- 介護支援ボランティア事業の周知を図るとともに、シルバー人材センター・今治市社会福祉協議会・老人クラブ等と連携し、高齢者が積極的に社会参加できる体制づくりを推進します。

(1) 健康づくりの推進

高齢者の健康づくりについては、第二次今治市健康づくり計画に基づき支援していきます。個人を取り巻く行政、家庭、地域、学校、企業、団体及び関係機関などが、互いに足並みを揃え、連携・協働し計画を推進していきます。8分野を基本とした健康づくりを市民の生活の中に浸透させ、効果的に展開していきます。

| 分野 | 主な取組 |
|-----------|---|
| 栄養・食生活 | ◇基本チェックリストを活用し、食事の状況を把握する ◇老人クラブやサロンへの参加を呼びかけ、月1回程度の共食の機会をつくる ◇介護予防教室で低栄養についての健康教室を行う |
| 身体活動・運動 | ◇機能向上教室（体力測定）への参加を呼びかける ◇介護予防教室・サロンなどに参加を呼びかけ、運動の機会を増やす ◇虚弱（フレイル）予防のための健康教室を行う |
| 休養・こころの健康 | ◇睡眠についての正しい知識の普及に努める ◇認知症対策として、脳活性化教室などの参加を勧める |
| 歯・口腔の健康 | ◇後期高齢者歯科口腔検診を受ける人を増やす ◇訪問歯科診療の周知を行う ◇大人のためのおくち相談を利用し、おくちの健康の普及・啓発に努める |
| 飲酒 | ◇アルコールの害や適量についての普及・啓発に努める ◇節酒についての健康教室を行う |

| 分野 | 主な取組 |
|-------|--|
| 喫煙 | ◇たばこの害について正しい知識の普及に努める ◇COPD（慢性閉塞性肺疾患）について周知を行う |
| がん | ◇がん健診の受診を勧める ◇がん予防のための健康教室を行う |
| 生活習慣病 | ◇健康診査の受診を勧める ◇生活習慣病や介護予防についての正しい知識の普及に努める |

(2) 社会参加・生きがいづくりの推進

① 就労の機会の確保

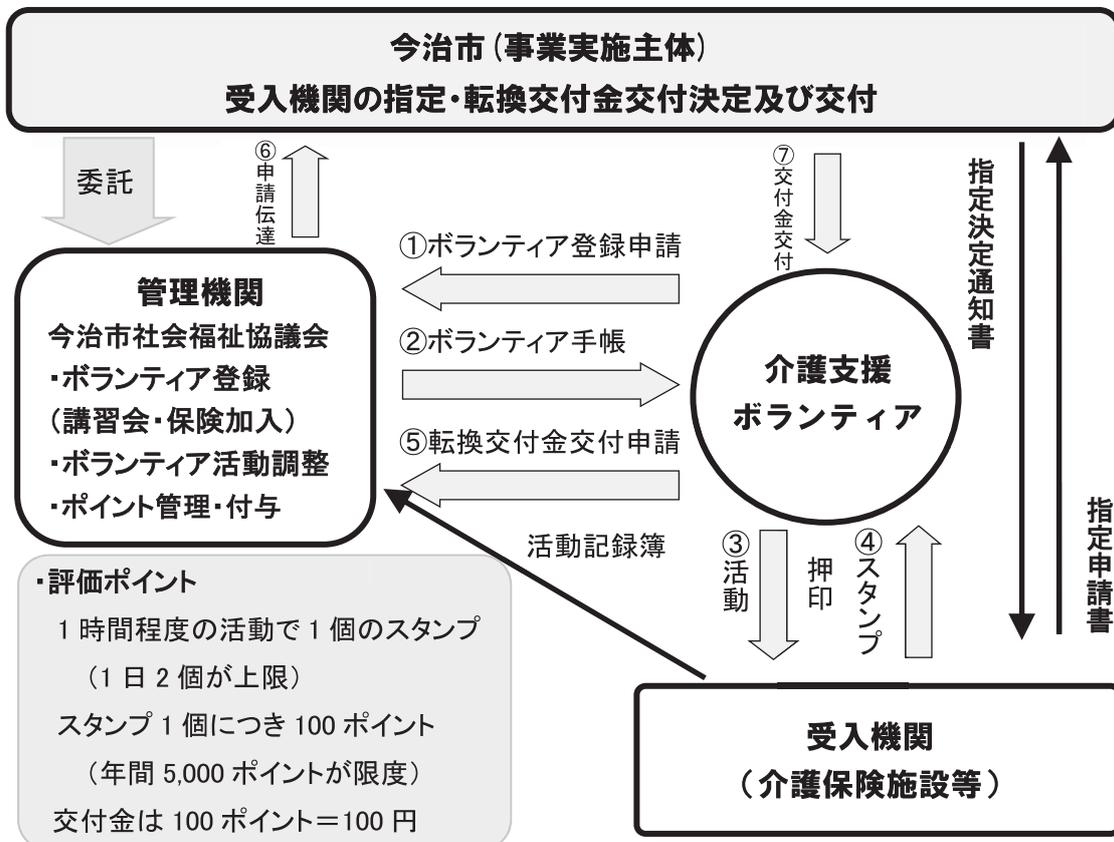
高齢者の知識と経験は、地域社会を支える貴重な社会資源であり、今後その必要性は益々高まります。この資源を活かし、高齢者が地域社会で活躍できるよう、シルバー人材センターを支援し、就業機会の開拓を図るとともに、地域社会のニーズに対応する職域や就業機会拡大の研究を行います。

② 介護支援ボランティア事業

地域貢献や社会参加を通じた高齢者の健康増進や介護予防を推進するため、高齢者が介護保険施設などで取り組むボランティア活動に対して「ポイント」を付与し、このポイントに応じた交付金を交付する介護支援ボランティア事業を実施しています。

高齢者において、補助等に頼らない助け合い活動が自主的に広がっていく素地をつくるため、受入先機関や活動内容を多様化させていきます。具体的にはボランティア登録者を増やすことで生活支援サービスの担い手を確保するとともに、当該活動を多様化することで社会参加の機会を増やし健康寿命の延伸を図ります。

■介護支援ボランティア事業の概要



③ 生涯学習の推進

ことぶき大学では、法律や行政の問題から、健康や介護、文化・歴史について、外部専門講師を招き、月1回講義を開催しています。

高齢になっても自分の人生にあった生きがいを見いだし、健康的な生活を送れるよう、様々な学習の場を設け、ボランティア、NPO団体、社会福祉協議会、大学などとも協力をしながら、地域資源を有効に活用できる環境を整えます。また、高齢者自身が、今度は生涯学習のリーダーとなって指導的役割を担うことにより、生涯学習の輪を広げられるよう活動を支援します。

④ 参加・交流、余暇活動などへの支援

「おもいやりの心で支え合い、安心して健康に暮らせるまち」を目指し、交流の輪を広げて、誰もが気軽に誘い合いながら余暇活動に参加できる環境を整えることが重要です。そのため、老人クラブ活動への支援とともに、シルバー生きがい農園事業、今治市総合福祉センター等で開催している趣味・教養講座等事業の推進を図ります。

7 家族介護者への支援

施策の方針

- 家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。
- 在宅生活を支えるため、在宅介護サービス等の充実を図るとともに、これらのサービスについて市民への普及を図ります。

① 家族介護支援事業

介護を必要とする高齢者の家族に対し、在宅介護支援センターや地域包括支援センターが介護に必要な知識を学ぶことができる教室を開催します。工夫をこらした家族介護教室を開催することで、地域の介護知識の向上に繋がっていきます。

② 家族介護継続支援事業

要介護高齢者の介護者に対し、介護に関する相談・勉強ができる交流会の開催、介護用品受領書の支給を行い、在宅での介護を支援します。

| 事業 | 対象者 | 金額 |
|------------|--|------------------------|
| 介護用品受領書の支給 | 満 65 歳以上の高齢者で、寝たきり状態又は重度の認知症、要介護 4、5 及びこれらに類似する状態の方を在宅で介護している方 | 市民税課税世帯 月額 2,000 円 |
| | | 市民税非課税世帯 月額 4,000 円 |

※平成 29 年 9 月現在の内容であり、今後見直しする場合があります。

③ 在宅介護サービス等の充実

第 7 期介護保険事業計画を策定するにあたり、居宅介護支援事業所対象にアンケート調査を行いました。「家族等介護者について、どのような支援が最も必要だと思いますか」の問いに対して、「休養や休息がとれる在宅介護サービスの充実」との回答が最も多く、次いで「24 時間利用可能な在宅介護サービスの充実」となりました。

この結果を踏まえ、第 7 期期間中に 24 時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及に努め、家族介護者の負担軽減を目指します。

8 高齢者を見守る地域の体制づくり

施策の方針

- 地域包括支援センター等において行っている相談業務について周知を図り、気軽に相談できる体制づくりに努めます。
- 地域における福祉活動を推進し、地域で高齢者を支える体制の整備を図ります。
- 関係者及び地域とのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待の防止に向けた取組を推進します。

(1) 相談支援の充実

① 総合相談支援業務

各地域包括支援センターにおいて相談窓口を設け、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するために、地域における保健・医療・福祉などの適切なサービスや機関、制度の利用につなげるように支援します。

② 権利擁護業務

各地域包括支援センターにおいて相談窓口を設け、成年後見制度の活用や、虐待への対応、消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護のために必要な支援を専門的・継続的に行っています。

また、相談窓口としての地域包括支援センターの周知をさらに進め、関係者や関係機関と、権利擁護が必要な高齢者を早期発見・把握するためのネットワーク構築に努めます。

③ 心配ごと相談所

今治市社会福祉協議会において、福祉サービス以外にも、悪徳商法への対処相談や一般的な悩みや心配事についての相談に応じます。相談内容がより専門化・複雑化しているため、関係機関の参加による情報交換の場を設けます。

(2) 高齢者虐待への対応

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害であり、また家庭内・施設内の密室で行われることが多くなっています。虐待を未然に防ぐための周知・啓発を図るとともに、在宅で高齢者を養護、介護する家族、同居人などの養護者に対する支援を行うなど、虐待を発生させない地域づくりを目指します。

また、現に起きている虐待を解消させ、高齢者が安全で安心な環境の下生活を再構築できるように、地域包括支援センターが中心となって高齢者の権利擁護に取り組んでいきます。

① 高齢者虐待を未然に防ぐためのアプローチ

高齢者虐待対応としては、後の対応も大切ではありますが、未然に防ぐことが最も大切になってきます。そのためには、高齢者の権利擁護に関する啓発、認知症や精神疾患などに対する正しい理解や介護知識の習得のほか、介護保険サービスの利用により介護者の負担を軽減することが有効です。地域包括支援センターが中心となり、認知症サポーター養成講座の実施や、介護教室等での周知活動を実施します。

また、被虐待者に認知症があるケースが多いため、認知症に対する認識や、対応策を周知する活動を実施します。

② 高齢者虐待の早期発見・早期対応

虐待対応は、問題が深刻化する前に発見し、支援を開始することが重要です。民生児童委員や地域組織、警察、保健・医療・福祉関係機関とのネットワークを構築し、早期発見・対応ができる体制を整備します。

地域ケア会議・個別ケース会議などを活用し、日ごろから情報が入りやすい環境をつくっていきます。また、地域包括支援センター社会福祉士部会で企画・実施している関係機関職員対象の虐待研修を今後も継続・充実させ、意識づけに取り組んでいきます。

③ 専門的人材の確保・育成

虐待事例に迅速かつ適切に対応するためには、主たる担当職種（社会福祉士等）のみで行うのではなく、保健師等や主任介護支援専門員を含めた地域包括支援センターの3職種による情報共有や、チームアプローチがさらに必要とされています。

各職種が業務を十分に理解し、相互に連携・協働しながらチームとして対応できるように、愛媛県主催の虐待対応職員研修会等への参加で、専門性のスキルアップも図っていきます。

④ 施設における虐待の対応

施設における虐待の通報があった場合は、速やかに事実確認を行うとともに、県担当課等と連携をとり、事態の終結に努めます。

通報件数は増加していますが、研修会時のアンケート結果などから通報していいかどうかの判断に迷ったり、問題意識が少ない職員もあるようです。介護職員向けの研修会の内容や頻度などを検討し充実を図っていくことで具体的な取組や意識力の向上に働きかけていきます。

⑤ 養護者への支援及び虐待を受けた高齢者の保護

家庭内でおきる高齢者虐待は、介護負担や生活上の課題などさまざまな要因によって引き起こされます。根本的な解決のために、地域包括支援センターが中心となって、各関係機関との連携を図ることで、介護負担の軽減や、介護サービス調整等につなげます。また家族介護教室や介護者の集い等を活用し、ピアカウンセリングの機会を充実させていきます。

虐待を受けた高齢者の保護について、関係機関と連携しながら、迅速な対応に努めます。コアメンバー会議等を活用し、迅速に虐待対応ケースとしてチームアプローチができる体制を作っています。今後も高齢者が安心できるように適時開催していきます。

(3) 地域福祉活動の推進

ひとり暮らし高齢者等が地域において安心して暮らすためには、日頃からきめ細かな見守りを行い、支援が必要な状況が生じた場合には早期に発見し適切な支援につなげることが必要です。そのため、引き続き住民が主体となった重層的な見守り活動の充実を図ります。

① 福祉ボランティアの育成

福祉的なボランティアを行うため、今治市社会福祉協議会に登録されている団体は、平成29年6月末現在で65団体、また個人で登録されている方は平成26年度が219人、平成27年度が243人、平成28年度が257人と増加傾向ではありますが、まだまだ登録者数が少ないという現状があります。

活動の担い手となる「人づくり」の活動について、今治市社会福祉協議会と連携をとりながら、幅広い年齢層を対象に、ボランティアスクールの開催や活動のきっかけづくりを行います。また、ボランティア活動を活発化させるための広報・啓発活動も推進していきます。

② 地域福祉活動への支援

地域福祉活動を行うにあたっては、小学校区など日常生活にゆかりの深い地域や近隣の人々の理解ある協力が大切です。

小学校区を単位に、民生児童委員・自治会・婦人会・老人クラブ・社会福祉協議会などの協力を得ながら、小規模地域のネットワーク活動・サロン活動などを通じて、地域住民が積極的に参加し、高齢者が交流を深めながら行う地域福祉活動を支援します。

③ 民生児童委員や見守り推進員との連携

民生児童委員は、地域住民にとってより身近な存在で、生活相談・情報提供・支援活動などを行う重要な役割を担っています。また、見守り推進員は、民生児童委員と連携しながら、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯などを訪問し、安否の確認を行ってニーズの把握や日常生活の支援を行っています。

また、見守り推進員制度の重要性を民生児童委員協議会等で周知しながら、支援組織との連携もさらに深めるよう努めます。

(4) 地域における防災・防犯体制の充実

① 今治市避難行動要支援者支援制度

災害が発生した時や災害の恐れがある時に、自力で若しくは家族だけで避難することが困難な高齢者や障がいのある方等、避難行動要支援者に対して災害時に的確な支援が行えるよう、避難行動要支援者の同意を得て、「避難行動要支援者名簿」を、市と個人情報保護を目的とした協定書を締結した地域の支援団体（自治会や自主防災組織）に提供し、この情報をもとに、近隣の避難支援協力者と協力して、地域の支え合い（共助）の体制を整備し、避難行動要支援者を支援します。

今後も、民生児童委員の協力を得ながら、避難行動要支援者の登録を推進し、日頃からの見守りをはじめとして、災害時には必要な支援を適切に行えるよう体制整備に努めます。

■イメージ図



② 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害は、だまされたことに気づきにくい、被害にあっても回りに相談しないという特徴があり、問題解決できないばかりか二次被害にあう場合もあります。

悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害を防止するため、高齢者や民生委員、介護サービス事業者などへの情報提供を行います。また、愛媛県消費生活センター、警察等と連携し、高齢者の消費者被害の防止に努めます。